

第廿二條

ハ二十名以上一隊ヲ組ムルコトヲ
弁委員ハ一支部ヲ組織スルニ得ルコトヲ
許ス

第廿一條

本組合ハ一支部ヲ組織スルニ得ルコトヲ
許ス

第廿條

本組合ハ大會ニ依テ職員ヲ選任スルコトヲ
許ス

第十九條

本組合ハ大會ニ依テ職員ヲ選任スルコトヲ
許ス

第十八條

本組合ハ大會ニ依テ職員ヲ選任スルコトヲ
許ス

第十七條

本組合ハ大會ニ依テ職員ヲ選任スルコトヲ
許ス

第廿三條

本組合ノ役員ノ任期ハ半年トシ定期大會ニテ改選ス但シ
再選ヲ妨ゲズ

第七章 財政

第廿四條

本組合ノ經費ハ本組合員ノ釀出ニ因ル

第廿五條

本組合員ノ會費ヲ男子ハ一ヶ月三拾錢女子ハ十五錢トシ
入會金ハ二十錢トス

第廿六條

本組合ノ財政狀態ハ定期大會ニ於テ其ノ期間ノ決算ヲ發
表シ大會ノ承認ヲ得ルモノトス

第廿七條

既納ノ入會金及會費ハ一切之ヲ返還セズ

第廿八條

支部ハ會員四拾名以上ヲ以テ組織スルモノトス

第廿九條

支部規約ハ本部規約ニ反セザル範圍ニ於テ定メ理事會ノ
承認ヲ得ルモノトス

第八章 支部